皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月六日午前九時五十六分御出門、障害者週間にちなみ、社会福祉法人東京コロニー東京都葛飾福祉工場（葛飾区）へ行幸啓、午後零時二十四分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、タイ国国王陛下の御即位につき、十二月五日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年十二月八日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成28年11月16日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
愛知県知事(8)第02821号	株式会社アオバ

平成28年11月16日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
北海道知事(4)渡第00869号	テムズ株式会社
九州財務局長(8)第00078号	株式会社ヒタックスカーズ
東京都知事(10)第07197号	株式会社東日本住宅ローン
東北財務局長(11)第00013号	株式会社伊東商事
愛媛県知事(3)第02195号	株式会社タイヨーローン
東京都知事(2)第31356号	東京ライフサービス株式会社
沖縄県知事(1)第04217号	サンセイ企画
広島県知事(1)第02719号	サタケ・ビジネス・サポート株式会社

平成28年11月16日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
沖縄県知事(1)第04212号	株式会社稜成商事

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

平成二十八年十二月八日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　ジャカルタ事務所の変更

(一)　事業所の所在地の変更

変更前	Jl. M.H. Thamrin 9, Jakarta 10340, REPUBLIC OF INDONESIA
変更後	Jl. Jend. Sudirman Kav 61-62, Jakarta, 12190, REPUBLIC OF INDONESIA

(二)　変更年月日　平成二十八年十二月五日

四国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十五日に、那賀川水系河川整備計画を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十八年十二月八日

四国地方整備局長　名波　義昭

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 28 年 12 月 8 日

九州地方整備局長　小平田浩司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	３号	熊本市南区近見７丁目2281番３から同市南区南高江５丁目95番１までの上下線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

佐賀労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 12 月 8 日

佐賀労働局長　松森　靖

第４号中「１時間795円」を「１時間810円」に改める。

公告

諸事項

裁定表記載公告

平成 28 年 12 月 8 日　　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成28年第１号

2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成28年12月８日

3　この公告に関する問い合わせ先

〒231－0021　横浜市中区日本大通９番地

横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　045－211－7655（直通）

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。